



発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 諭  
 〒520-0044  
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)  
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606  
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp  
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

## 広報月間に向けて

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

10月は行政書士制度広報月間。10月1日の法の日には単位会に行政書士電話相談が設置される。日行連は国民の行政書士制度に対する理解を得ることを目的として、全国単位会に運動の展開を求める。それを受けて単位会は会員・役員、支部役員等が組織を挙げて各地で無料相談会等の様々なイベントを開催することとなっている。

ところで、行政書士制度に関する広報活動は会も会員も継続的、日常的に行っている。例えば、行政書士試験は毎年7～8万人が受験する。その累計は百万人を優に超えている。受験する人たちのスキルアップや人生設計に資する重要な試験制度、受験の有無にかかわらず行政書士制度に関心を寄せ、受験の動機を持つ国民に対して行政書士試験は有効な広報活動である。

全国の行政書士会は総務大臣が行う行政書士試験という行政事務の一翼を担うのである。これは受験者すなわち国民の受験する権利を保障する社会貢献事業である。視点を変えれば、行政に対する行政書士制度の広報活動でもある。

さらに、地域住民に対しては、行政書士による持続的な営業活動と顧客サービスがある。会員が顧客開拓のために行う広告、顧客開拓等の営業活動は、行政書士の役割が国民にとって有用な制度であることの理解を得てこそ業務を獲得することができる。注意しなければならないのは、顧客満足度である。いかに組織を挙げて広報しようと、会員が新たな顧客を獲得しようとも、行政書士のサービスが悪ければたちまちにして行政書士のイメージは低下する。せつかくの広報活動が水泡化する。

いま直面している選挙活動とはなにか。行政書士会として、行政書士政治連盟として、国民利便に資するために必要な行政書士制度構築、その制度改正に関して政策協定を結んだ推薦議員を支援する。これも行政書士制度を立法府に知らしめる最大の広報活動である。

このように広報活動は、特定期間のみ行っているわけではない。行政書士及びその組織がそうと意識せずとも日常的に広報活動を行っている。しかるに、行政書士としての法令遵守や倫理の醸成は、行政書士としての国民利便と社会的地位の向上という側面において身をもってする有効な広報活動といえることができる。

さて、さる8月26日の臨時総会において、大津駅前位置する建物を行政書士会館として取得することが承認された。県都である大津駅前は競輪・競艇に向かう乗客目当ての消費者金融の看板が林立し、ギャンブル都市のイメージを醸し出している。そこに行政書士会が看板を上げることは県都の環境浄化を促す社会貢献でもある。

一つには駅前の景観を改善する役割を担う。加えて滋賀県や大津市の行政サービスの、駅前広報の一翼を担うことができれば、健全な町づくりの一環である景観回復の一翼をも担う役割を果たすことができるのである。

ちなみに、昨年広報部がJR各駅にポスターを掲示してPRした。その際各駅のホームに立看板の設置を検討したが、事務局賃借料の半年分に相当する高額費用となるため断念した経緯がある。駅前の行政書士会館に垂れ幕等で行政書士制度のPRをすることは、駅前広告として、ホームの立看板に匹敵するPR効果を生み出すことができ、会館取得の投資効果として、生産性のある会館に変貌するのである。

やがては、会員各位が行政書士の名刺を渡すとき、「ああ、大津駅前ですね。」と言われるに違いない。

おわりに、会館取得等を議案とする臨時総会に出席できなかった会員各位のために、行政書士会館取得の背景についてお知らせしたい。

滋賀県行政書士会の事務局は滋賀会館に所在しているが、事務局は賃貸借関係がなく、滋賀会館に対する1年ごとの使用許可願に対する使用許可となっている。契約条項では退去を求められた場合には直ちに退去しなければならないとされ不安定要素を内包していた。

さらに、滋賀会館は相当古い建物であり、耐震構造上の問題から勧奨された利用者の退去が相次ぎ空き室が増えている。閑散とした建物の中にぽつんと事務局があるのも保安上適切ではない状況となっていた。当然のことながら、今後も補充募集はされない。

このような状況下において、滋賀県行政書士会としても、退去の時期についてさまざまな情報を探ってきたが、少なくとも2年以内には退去しなければならないことが予想された。タイミング良く会館候補地の紹介があり、事務局移転プロジェクトチームを編成して、関係者との協議を重ね、滋賀県行政書士会館として最適地であるとの結論を得て、取得することが総会で承認された次第である。高額の投資効果をより高めるためには、会員各位の会館活用策と活躍に懸かっていると一言で過言ではない。大いに期待が持たれるところである。